



# お問い合わせ先

## ◆環境省水・大気環境局土壤環境課

〒 100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL **03-3581-3351** (代表)

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/water/dojo.html>

## ◆指定支援法人

公益財団法人 日本環境協会 土壤環境課

〒 101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5 階

TEL **03-5829-6894**

協会ホームページ <http://www.jeas.or.jp/dojo/index.html>

## ◆ 47 都道府県及び下記の市の土壤汚染担当部局（本文では「都道府県知事等」と記載）

北海道・東北	札幌市、函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市
関東	水戸市、つくば市、宇都宮市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、越谷市、春日部市、草加市、千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市
中部	新潟市、長岡市、上越市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、静岡市、浜松市、沼津市、富士市、名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市
近畿	四日市市、大津市、京都市、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、岸和田市、茨木市、寝屋川市、神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、加古川市、宝塚市、奈良市、和歌山市
中国・四国	鳥取市、松江市、岡山市、倉敷市、広島市、福山市、呉市、下関市、徳島市、高松市、松山市、高知市
九州・沖縄	北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

上記自治体の各連絡先は、以下の環境省ホームページでご覧頂けます。

(令和2.4.1現在)

<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>

ホームページから下記の法・告示等をご覧いただけます。

環境省 (<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>)

(公財)日本環境協会 (<http://www.jeas.or.jp/dojo/law/list.html>)

◆土壤汚染対策法に係る条文◆

◆土壤汚染対策法に基づく告示◆

◆土壤汚染対策法の施行通知等◆

◆土壤汚染対策法の事務連絡等◆

◆土壤汚染対策法に関する参考資料◆

◆ そ の 他 参 考 ◆

